早いもので、2014年も残り2カ月となりました。

皆様お元気にお過ごしでしょうか?

今回は、社会的・経済的要因から改めて見直されている

二世帯住宅についてのご提案です。

44 - 1411

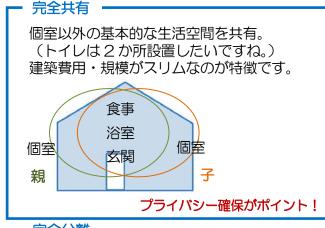
工夫いっぱいのリフォームテクニック

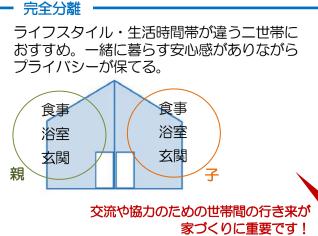
お互いを尊重しながら、かしこく協力しあって、心地よく安心して暮らしたい

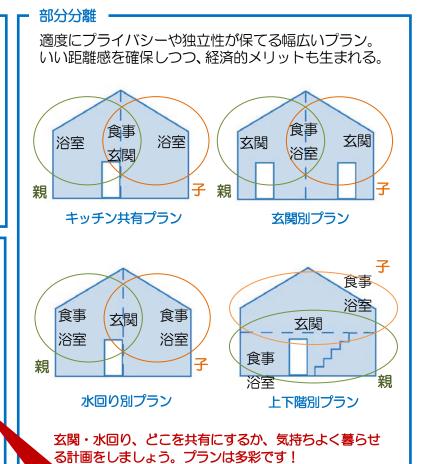
二世帯同居のマイナスイメージ、「気苦労・気兼ね」はもう過去のもの。現代では、「程よい距離感」「お互いの生活のサポート」といういいとこどりの同居生活が可能となりました。多様化する生活スタイルによって、それぞれのご家族の理想とするカタチがあります。事前によく話し合って、お互いの生活を尊重した住宅設計が大切です。

二世帯のプランニングの基本

大きく分けて「完全共有」「部分分離」「完全分離」の3タイプがあります。ぴったりのタイプで理想の二世帯に。







相続税対策となりうる二世帯住宅

小規模宅地等の特例 対象になりました!

二世帯住宅には相続税の減額措置の適用が受けられます。平成 25 年度税制改革で、さらに使いやすくなりました。 注目ポイントは、二世帯住宅についての要件が緩和された事です。二世帯住宅でも、これまで建物内で行き来できない場合や、玄関が別になる完全分離型の二世帯住宅は、同居とみなされず「小規模宅地等の特例」を利用できなかったケースがありました。この改正で、平成 26 年 1 月から特例の利用が可能となりました。

※小規模宅地等の特例:宅地等の評価額が8割減額される制度です。

~ お気軽にお問い合わせください ~

〒657-0823 神戸市灘区天城通1-5-20 TEL 078-801-6728 E-mail info@n-nisimura.co.jp

~ 人にやさしい住まいを考える ~